



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）	（取扱課室名）	ページ
○ 告示		
357 平成24年度地籍調査事業計画の一部変更	（地域政策課）	1
358 〃	（ 〃 ）	2
359 〃	（ 〃 ）	2
360 〃	（ 〃 ）	2
*361 平成12年和歌山県告示第660号（和歌山県環境影響評価技術指針）の一部改正	（環境生活総務課）	3
362 田辺南部白浜海岸県立自然公園の公園計画の変更	（ 〃 ）	8
363 有害図書等の指定	（青少年・男女共同参画課）	8
364 生活保護法による施術機関の指定	（福祉保健総務課）	9
365 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	（薬務課）	9
366 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定	（ 〃 ）	10
367 保安林の指定予定の通知	（森林整備課）	11
368 〃	（ 〃 ）	11
369 道路の供用開始	（道路保全課）	12
370 道路の区域変更	（ 〃 ）	12
371 道路の供用開始	（ 〃 ）	13
372 道路の区域変更	（ 〃 ）	13
373 道路の供用開始	（ 〃 ）	13
374 県道の路線の認定	（ 〃 ）	14
375 廃川敷地の発生	（河川課）	14
376 都市計画事業の事業計画の変更認可	（下水道課）	14
377 〃	（ 〃 ）	15
378 和歌山都市計画公園事業の事業計画の変更	（都市政策課）	15
○ 監査委員告示		
*1 和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程		15
○ 公告		
秋葉山公園県民水泳場の指定管理者の指定	（都市政策課）	16
○ 諸報		
県営住宅等の管理の特例に係る公告	（和歌山県住宅供給公社）	16
○ 正誤		
平成25年3月22日付け和歌山県報号外（4）目次中		16

告 示

和歌山県告示第357号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画（平成24年和歌山県告示第388号）の一部を、次のとおり変更した。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	海南市	海南市
	町村名		
	調査地域名	多田	多田
調査期間		平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで	平成24年4月17日から 平成25年9月30日まで

和歌山県告示第358号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画（平成24年和歌山県告示第388号）の一部を、次のとおり変更した。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	有田郡	有田郡
	町村名	湯浅町	湯浅町
	調査地域名	大字山田の一部	大字山田の一部
調査期間		平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで	平成24年4月17日から 平成25年8月30日まで

和歌山県告示第359号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画（平成24年和歌山県告示第388号）の一部を、次のとおり変更した。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	東牟婁郡	東牟婁郡
	町村名	古座川町	古座川町
	調査地域名	鶴川の一部	鶴川の一部
調査期間		平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで	平成24年4月17日から 平成25年8月30日まで

和歌山県告示第360号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画（平成24年和歌山県告示第388号）の一部を、次のとおり変更した。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

項目		変更前	変更後
調査地域	郡市名	東牟婁郡	東牟婁郡

	町 村 名	串本町	串本町
	調査地域名	伊串の一部	伊串の一部
調 査 期 間		平成24年4月17日から 平成25年3月31日まで	平成24年4月17日から 平成25年7月31日まで

和歌山県告示第361号

平成12年和歌山県告示第660号（和歌山県環境影響評価技術指針）の一部を次のように改正し、平成25年3月29日から施行する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3条中「共通のかつ標準的な」を「共通する」に改める。

第5条第1項第2号（イ）中「底質」を「水底の底質」に改める。

第5条中第2項を次のように改める。

2 事業者は、前項第1号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するものとする。

第5条第2項の次に次の1項を加える。

3 事業者は、第1項第2号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合に、事業者は、当該資料の出典を明らかにするよう整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家、その他の当該情報に関する知見を有する者からの知見の聴取、又は現地の状況の確認に努めるものとする。

第6条第2項第1号を次のように改める。

(1) 対象事業に係る工事の実施（対象事業の一部として行う対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。別表第1において「工事の実施」という。）

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予想される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第1において「土地又は工作物の存在及び供用」という。）

第6条第3項中「底質」を「水底の底質」に、「地下水の水質」を「地下水の水質及び水位」に改める。

第6条第4項中、「専門家その他の環境影響評価に関する知見を有する者」の次に「（以下「専門家等」という。）」を加え、「助言を受けて行わなければならない。」の次に「この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。」を加える。

第7条第2号中「生息又は生育種」を「生息種又は生育種」に改める。

第7条第5号中「施設又は場の状況を」を「施設又は場の状態及び利用の状況を」に改める。

第7条第6号を次のように改める。

(6) 前条第3項第4号に掲げる環境要素に係る選定項目

廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を、それぞれ把握できること。

第8条の見出し中「標準手法」を「参考手法」に改め同条第1項を次のように改める。

第8条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法を選定するに当たっては、各選定項目ごとに別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この項及び別表第2において「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第5条の規定により把

握した事業特性及び地域特性を踏まえ最適な方法を選定しなければならない。この場合において、事業者は、次項に定めるところにより必要に応じ参考手法より簡略化された調査若しくは予測の手法（同項において「簡略化手法」という。）を選定し、又は第3項に定めるところにより必要に応じ参考手法より詳細な調査若しくは予測の手法（同項において「重点化手法」という。）を選定するものとする。

第8条第2項第4号中「標準的な」を「参考となる」に改める。

第9条第1項中「水準が確保されるよう選定しなければならない」の次に「この場合において、地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。」を加える。

第9条第1項第1号中「現状」を「状況」に改める。

第9条第1項第2号中「専門家」を「専門家等」に改める。

第9条第1項第4号中「別表第2」の前に「第5項及び」を加える。

第9条第1項第5号中「別表第2」の前に「第5項及び」を加える。

第9条第3項を次のように改める

3 第1項第5号に規定する調査に係る期間の設定にあたっては、選定項目の特性に応じて把握すべき情報の内容、地域の気象又は水象等の特性、社会的状況等に応じ、適切かつ効果的な期間及び時期を設定すること。この場合において、季節の変動を把握する必要がある調査対象については、これが適切に把握できる調査期間を確保するものとする。

第9条第5項中「前提条件、調査地域」の次に「、調査地点及び調査期間等」を加える。

第10条第1項第4号中「供用開始後定常状態になる時期」の次に「及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

第10条第3項中「時期については、」の次に「工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「又は」を「、」と「大きく変化する場合」の次に「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあつて」を加える。

第10条第4項中「内容及び妥当性を」の次に「予測の結果との関係と併せて」を加える。

第10条第6項中「明らかにできるようにしなければならない。」の次に「この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。」を加える。

第11条第1号中「評価する方法であること。」の次に「この場合において評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。」を加える。

第11条第2号を次のように改める。

(2) 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照合することとする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。この場合において工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

第12条第1項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者」を「専門家等」と改め、「選定しなければならない。」の次に「この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。」を加える。

第16条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

第16条に次の1項を加える。

2 事業者は、第14条第1項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。また、対象事業の

実施区域の位置、対象事業の規模又は対象事業に係る建築物等の構造若しくは配置（以下、「対象事業に係る位置等」という。）に関し環境保全に配慮した選定項目についての環境影響の検討を行った場合には、当該検討の過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第18条を次のように改める

第18条 事業者は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境の状況を把握するための調査（以下次条において「事後調査」という。）を行わなければならない。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

第19条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

第19条第2項の次に次の1項を加える。

3 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

第20条中「第2項」を「第3項」に、「第3項」を「第4項」とし第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性並びに対象事業に係る位置等について環境保全の配慮又は検討を行った内容及び経緯をできる限り明らかにしなければならない。また、対象事業の内容の具体化に応じて検討する環境配慮の内容についてもできる限り明らかにするものとする。

第20条第1項中第4項を第5項とし「選定した理由を明らかにしなければならない。」の次に「この場合において当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。」を加える。

第20条第5項を第6項に改める。

第21条第2項中「第5項」を「第6項」に、「前条第2項」を「前条第3項」に、「第5条第2項」を「第5条第3項第2号」に、「第3項」を「第4項」に、「第4項」を「第5項」に改め、「それぞれ」の前に「、同条第6項中「条例第5条第2項」とあるのは「条例第13条第2項において準用する規定」と」を加える。

第21条第4項中「及び第16条各号に掲げる事項」を「、第16条第1項各号に掲げる事項及び第2項の規定による具体的な内容」に改める。

第24条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 専門家等の助言を受けた場合はその内容と専門分野等（可能な限り、専門家等の所属機関の種別を含めるものとする。）

第24条に次の1項を加える。

2 事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を報告書に記載しなければならない。

別表第2見出し中「標準手法」を「参考手法」に改める。

別表第2 1大気質<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に

「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う
予測地点は、大気質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における大気質に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 1大気質<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 1大気質<予測の手法>第4号を第3号とし同号中「定常状態となる時期」の次に「及び大気質に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第2 2騒音<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 2騒音<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 2騒音<予測の手法>第4号を第3号とし同号中「定常状態となる時期」の次に「及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第2 3振動<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、振動の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 3振動<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 3振動<予測の手法>第4号を第3号とし同号中「定常状態となる時期」の次に「及び振動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第2 4低周波音<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、低周波音の伝搬の特性を踏まえ、予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 4低周波音<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 4低周波音<予測の手法>第4号を第3号とし同号中「定常状態となる時期」の次に「及び低周波音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第2 5悪臭<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 5悪臭<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 5悪臭<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 6水質<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、水質汚濁物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における水質に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 6水質<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 6水質<予測の手法>第4号を第3号とし同号中「定常状態となる時期」の次に「及び水質に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第2 7水温<予測の手法>3予測対象時期等中「定常状態となる時期」の次に「及び水温に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

別表第2 8底質<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、底質の特性を踏まえ、予測地域における底質に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 8底質<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 8底質<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 9地下水の水質<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、地質及び土壌の特性を踏まえ、予測地域における地下水の水質に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 9地下水の水質<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 9地下水の水質<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 10土壌<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、予測地域における土壌汚染に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 10土壌<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 10土壌<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 11地盤沈下<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、予測地域の地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 11地盤沈下<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 11地盤沈下<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 12地形及び地質<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、予測地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 12地形及び地質<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 12地形及び地質<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 13日照阻害<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、土地利用及び地形の特性並びに予測地域における日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 13日照阻害<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 13日照阻害<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 14風害<予測の手法>第2号中「おそれがある地域」の次に「予測は、事業特性、地域特性及び予測項目に応じて予測地域全体又は適切な予測地点について行う

予測地点は、土地利用及び地形の特性を踏まえ、予測地域における風害に係る環境影響を的確に把握できる地点」を追加する。

別表第2 14風害<予測の手法>第3号を削除する。

別表第2 14風害<予測の手法>第4号を第3号とする。

別表第2 22廃棄物等<予測の手法>中第1項を次のように改め、第3項中「定常状態となる時期」の次に「及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

1 予測の基本的な手法

建設工事に伴う副産物にあつては副産物の種類ごとの発生の状況及び最終処分量等の把握、事業活動に伴い発生する廃棄物にあつては廃棄物の種類ごとの発生の状況及び最終処分量等の把握

別表第2 23温室効果ガス等<予測の手法>3予測対象時期等中「定常状態となる時期」の次に「及び温室効果ガス等に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加える。

和歌山県告示第362号

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第8条第1項の規定に基づき、田辺南部白浜海岸県立自然公園の公園計画を変更したので、同条第2項において準用する同条例第7条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び関係振興局健康福祉部並びに当該公園区域の存する関係市町に備え付けて縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別区域

(1) 第1種特別地域

西牟婁郡白浜町番所の崎を削除

(2) 第2種特別地域

西牟婁郡白浜町番所の崎を追加

2 変更後の公園計画を表示した図面（省略）

和歌山県告示第363号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成25年3月21日指定した。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
月 刊 誌	裏モノJAPAN 4月号	01805-4	鉄人社
月 刊 誌	ザ・ベストマガジンスペシャル 4月号	14077-4	KKベストセラーズ
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 4月号	02091-4	ぶんか社
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 4月号	05375-04	コアマガジン
月 刊 誌	EXciter 3月号	01977-03	サン出版
月 刊 誌	BLACK BOX 4月号	17843-4	マイウェイ出版
月 刊 誌	弾丸Dash 4月号増刊	02060-04	晋遊舎
月 刊 誌	黄金のGT 4月号	12259-04	晋遊舎
月 刊 誌	アジアン王 4月号	11403-4	マイウェイ出版
月 刊 誌	ChuっSPECIAL 4月号	16151-4	ワニマガジン社
月 刊 誌	Yha!Hip&Lip 4月号	08877-4	ワニマガジン社

雑誌	週刊大衆ヴィーナス	20437-3/27	双葉社
雑誌	金のEX SPECIAL 2013陽春号	68466-39	大洋図書
コミック	CIELトレトレ 4月号増刊	11578-04	角川書店
コミック	Dariaダリア 4月号	05839-04	フロンティアワークス
コミック	GUSHガッシュ 4月号	12467-4	海王社
コミック	ayaアヤ 4月号	18815-04	宙出版
コミック	絶対恋愛Sweet 4月号	11403-4	マイウェイ出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西柔 24-24	大川克志	かみみなべ接骨院	日高郡みなべ町谷口502 テナント エム101	平成 25.3.8

和歌山県告示第365号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff 2013 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「METAMORPHOSE ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「REPLICATE ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Guilty Desire ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Fairy 2013 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Sweet Dreams ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Bubble Blower ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「Forbidden ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond 18」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold 18」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「ChillX 18」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Royal」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「LIBIDO IV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「Guilty Dead end」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「JIN～仁～ ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「KARAFULL SEX CITY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK by LIBIDO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「GOU PLUS 剛 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「JIN PLUS 仁 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「TANAKA 田中 斬」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことがインターネットのホームページに掲載され、その製品の用途及び使用方法に反して、身体に使用されるおそれがあるため。

3 施行期日

平成25年4月1日

和歌山県告示第366号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 知事指定薬物

- (1) 化学名 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン(通称名ペンテドロン)及びその塩類
 - (2) 化学名 2-ジフェニルメチルピロリジン(通称名2-ジフェニルメチルピロリジン)及びその塩類
 - (3) 化学名 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン(通称名 α -PBP)及びその塩類
 - (4) 化学名 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン(通称名4-メトキシ-N,N-ジメチルカチノン)及びその塩類
 - (5) 化学名 2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン(通称名N-エチルブフェドロン)及びその塩類
 - (6) 化学名 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン(通称名ペンチロン)及びその塩類
 - (7) 化学名 1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン(通称名4-ブロモメトカチノン)及びその塩類
 - (8) 化学名 1-(2,3-ジクロロフェニル)ピペラジン(通称名2,3-DCPP)及びその塩類
- 2 指定理由
濫用することにより、幻覚等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため。
- 3 施行期日
平成25年4月1日

和歌山県告示第367号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字向山744の1、745、746の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字向山745・746の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第368号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市佐野字切杭1676の3、1679
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字切杭1676の3(次の図に示す部分に限る。)、1679

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第369号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原名手市場線

供用開始の区間 紀の川市名手市場字池引1062番2地先から同市名手市場字丹過60番14地先まで

供用開始の期日 平成25年3月29日

和歌山県告示第370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
田辺市本宮町大居字道林田2371番地先から同市本宮町切畑字谷通り1260番1地先まで	旧	5.80 ? 76.10	3,574.70	美里橋 L=60.0 八木尾橋 L=93.3 鹿島橋 L=18.5
同上	新	5.80 ? 76.10	3,574.70	美里橋 L=60.0 八木尾橋 L=93.3 鹿島橋 L=18.5

同上	新	11.39	2,889.00	切畑第1大橋	L=371.60
		}		切畑第2大橋	L=302.00
		67.80		九鬼トンネル	L=624.00
				切畑トンネル	L=927.00

和歌山県告示第371号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 田辺市本宮町大居字道林田2371番地先から同市本宮町切畑字谷通り1260番1地先まで

供用開始の期日 平成25年3月31日 午前10時

和歌山県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 白浜停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町堅田字坂巻2730番4地先から同町堅田字東條709番5地先まで	旧	5.00 } 12.70	703.60	
同上	新	10.40 } 23.60	703.60	

和歌山県告示第373号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 白浜停車場線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町堅田字坂巻2730番4地先から同町堅田字東條709番5地先まで
 供用開始の期日 平成25年3月29日

和歌山県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

整理番号	路線名	起 終 点 点	重要な経過地
803	紀の川自転車道線	和歌山市湊 伊都郡九度山町大字九度山	岩出市 紀の川市 伊都郡かつらぎ町
804	貴志川自転車道線	紀の川市桃山町段 紀の川市貴志川町神戸	

和歌山県告示第375号

河川改修事業により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び東牟婁振興局新宮建設部用地・管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 一級河川浮島川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成25年3月29日
- 3 廃川敷地の位置 新宮市緑ヶ丘三丁目6530番9、緑ヶ丘三丁目6530番10
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地20.79m²

和歌山県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
由良町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
由良都市計画下水道事業 由良町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成15年3月24日
至 平成31年3月31日
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
串本町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
串本都市計画下水道事業 串本町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成4年8月7日
至 平成32年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第378号

和歌山都市計画公園事業の事業計画の変更については、平成25年2月27日付け国近整計管和都業第4-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画公園事業 6・5・2号 紀三井寺公園
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事業所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

監査委員告示**和歌山県監査委員告示第1号**

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

和歌山県代表監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

和歌山県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号中「臨時監査」を「随時監査」に改める。

第5条第1項第3号中「課長」を「局長及び課長」に改め、同項第4号中「（事務局長を除く。）」を削り、

同項第5号中「課長」を「局長及び課長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公 告

公 告

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）第6条の規定により、秋葉山公園県民水泳場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年3月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者 TSAグループ

（代表となる団体）

大揚興業株式会社

和歌山県和歌山市新通二丁目10番1

（構成員）

シンコースポーツ株式会社大阪支店

大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号

（構成員）

アズビル株式会社ビルシステムカンパニー関西支社

大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号

2 指定の期間 平成25年8月1日から平成28年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年3月29日

和歌山県住宅供給公社理事長 仁 坂 吉 伸

1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

和歌山県住宅供給公社

2 1で定める者が管理を行う県営住宅等

和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び別表第2に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、岩出市及び紀美野町の区域に存する団地並びに長山団地

3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理。

(2) 県営住宅等の修繕に関する業務、その他（1）に付随する業務。

4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

正 誤

正 誤

平成25年3月22日付け和歌山県報号外（4）目次中

ページ	誤	正
-----	---	---

1	都市政策課	港湾空港課
---	-------	-------